日EUデジタル貿易原則(仮訳)

欧州連合(EU)及び日本は、

日EU経済連携協定 (日EU・EPA) 第8章F節へのコミットメントを想起するとともに、 2021年10月22日に確認された貿易大臣のG7デジタル貿易原則への支持及び202年5月12日に確認された日EUデジタルパートナーシップに関する両首脳のコミットメントを再確認する。

開かれたデジタル市場への支持及びデジタル保護主義とデジタル権威主義への反対において結束するとともに、デジタル及び電気通信市場は、競争的で、透明性のある、公正な、かつ、国際貿易及び投資にとってアクセス可能なものであるべきだと考える。

安全なオンライン環境は開かれたデジタル市場を支えるという見解を共有する。

高水準のプライバシー及びセキュリティに対する尊重を確保することは、個人と企業の信用を含む、信頼性のある国境を越えた自由なデータの流通を可能にするために必要であることを再確認する。これは、デジタル経済における機会を利用し、物品・サービスの貿易を後押しし、双方の既存の規制アプローチの共通性、補完性及び方向性が一致する要素を基に構築することにより、将来的な相互運用性を促進する。

信頼を強化する技術を促進し、双方のデータ・ガバナンスの相互理解を深め、それに基づいて、データ保護及びプライバシー分野における双方の規制の自律性を維持しつつ、国境を越えた自由なデータ流通への正当化できない障害に対処するため国際協力を強化するため、共に取り組む。

監督当局間の国内執行協力を含む、データ保護に関する協力強化の重要性を想起する。

データは、国境を越えて移転される場合を含め、高い強制力のある基準で保護されることが 重要であることを再確認する。

不正又は悪意のある活動に対する、最高水準のサイバーセキュリティと強靭性を伴った、安全なデジタル貿易環境を企業が持たなければならないことを強調する。

OECD で採択された「民間部門が保有する個人データへの政府のアクセスに関する宣言」に

沿って、民間部門が保有する個人データへの信頼性のあるガバメントアクセスを確保する ことは、透明性及び法的な確実性をもたらすことに寄与することを強調する。

持続可能な発展を可能にする鍵としてのデジタル貿易の役割及び経済のグリーントランスフォーメーション及びデジタルトランスフォーメーション への貢献を認識し、したがって、デジタル貿易ルールは将来を見据えたものであり、イノベーションと新興技術に対応すべきであることを認識する。

デジタル貿易は、起業家精神を支援し、とりわけ女性起業家と中小零細企業を含む、あらゆる企業がグローバル経済に参加する能力を強化すべきものであることを強調する。

デジタル貿易は、雇用を支え、生活水準を向上させ、労働者、イノベーター及び消費者のニーズに応えるために、用いられるべきであることを強調する。

国境を越えたデジタル貿易に従事する企業の予測可能性と法的確実性を確保し、安全で競争が可能なオンライン環境を促進し、貿易や投資の流れに有害な影響を与えるデジタル貿易に対する不当な障壁を取り除き、また、その発生を防止するという目標を共有する。

デジタル貿易におけるグローバルなルール設定を進めるための鍵となる手段である、世界 貿易機関における電子商取引に関する共同声明イニシアティブの枠組みの下で継続されて いる交渉を支持し、尽力する。これは、可能な限り早期に、高い水準かつ商業的に意義のあ る結果をもたらし、発展途上経済と先進国経済に対して同様に利益をもたらし、民主主義の 価値に基づく正当な公共政策の目的のための各国の規制権限を再確認するものとなるべき である。

EU及び日本は、これらの目標を達成するため、また、世界におけるデジタル保護主義的措置や傾向への対応について協力し、適当な場合にはEU及び日本のアプローチを調整する必要があるとの認識を共有する。